

第27回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年7月30日（金）
開 会 午後2時
閉 会 午後3時30分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 非農地証明願出について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の賃貸借権解約書（合意書）について
5. 出席委員（26人）
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、大内 伸一、橋浦 福男、武田 公男、
 川村 勇、渋谷 由勝、菅野 弘一、齋 重昭、伊東 繁男、
 鈴木 茂之
6. 欠席委員 中澤 正一、松浦 正博、遠藤 勝典、松浦 道彦
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第27回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第27回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員11名 計26名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

1番 布田 順一 委員 2番 大内 繁徳 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

第1班代表委員の吉田芳信です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年7月30日提出。

番号1、愛島笠島字北南沢86番4、地目は登記が田、現況が畑、登記面積460㎡、転用目的は集会所用地、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料

のとおり、開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買1㎡あたり5,000円、集会所建設平屋建て1棟、建築面積82.81㎡、川内沢ダム建設事業に伴う移転です。

位置図、公図については、議案書の3ページ、担任委員会資料は1ページから2ページです。

現地は、愛島小学校から西側の方で、今の集会所の道路を挟んで反対側になります。担任委員会に譲受人の方が出席され聞いたところ、現在の道路が高くなることから用地も高くなるとのことでした。土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れがないかについては、北西にある沢からの土砂の流入を防ぐため防護擁壁を設置し近隣に被害が及ばないように配慮するとのことでした。

続きまして、番号2、高館熊野堂字八ツ口前81番1、地目は登記現況ともに畑、登記面積は2,269㎡のうち313.9㎡、転用目的は携帯電話基地局新設工事に伴う作業ヤードで一時転用、貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定許可日より6カ月無償提供、何故無償かという建設する会社が一括で支払っていると聞きました。資材等置場、大型車両、大型重機等駐車です。

位置図、公図については、議案書の4ページ、担任委員会資料は3ページから4ページです。

ここは、仙台市と名取市との境界付近で、熊野堂グラウンドから堤防を東の方に行ったところですが、申請地は全部畑になっていますが、この辺りは家庭菜園として利用されていますので、近隣に迷惑をかけないように指導いたしました。

続きまして、番号3、愛島塩手字上田28番2、地目は登記が田、現況が畑、登記面積133㎡、4番が316㎡、5番が421㎡、転用目的はJR東北新幹線の耐震工事に伴う作業ヤードで一時転用、貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定許可日より4カ月賃料8,408円、4番が20,000円、5番が26,608円、資材等置場、大型車両、大型重機等駐車です。

位置図、公図については、議案書の5ページ、担任委員会資料は5ページから6ページです。

ここは、塩手のところの新幹線の隣の三角地で、がんセンター入り口から500m西に行ったところになります。これは新幹線の補修工事のための用地で、発生した土砂を置くものです。担任委員会では、発生した土砂について土砂の流出が起こらないよう配慮するよう、また、接道道路は車が多いので注意するよう指導いたしました。

議案第1号1番から5番までにつきましては、7月28日の担任委員会で現地調

査を行い、1番については、譲受人から委任を受けた譲渡人から、2番については、貸付人と借受人から委任を受けた建設会社社員から、3番、4番、5番については、貸付人と借受人から委任を受けた建設会社社員から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野 弘一委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一委員）

議案第1号1番から5番につきましては、7月28日に担任委員会の現地調査に同行したところ、1番は、川内沢川ダム建設事業に伴う、集会所の移転先の用地として転用するものであり、用排水についての汚水は合併浄化槽で処理し雨水は集水柵を經由して道路側溝に排水するため近隣農地に影響は及ぼさないと判断しました。

2番につきましては、携帯電話の基地局を新設するための作業ヤードとして使用するもので、現状の地盤に土木シートを敷いてその上に鉄板を敷いて使用し、雨水は自然浸透させる計画であり、農地等への影響はないものと判断いたしました。

3番から5番につきましては、J R東北新幹線の耐震工事に伴う作業ヤードとして使用するもので、土砂の流出対策を行い、車両の出入口には誘導員も配置し安全対策を行うとのことであり、近隣農地等への影響はないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について」を

議題といたします。

それでは吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年7月30日提出。

番号1 高館吉田字内館9番1外3筆、地目は登記田、現況宅地552㎡、道路86.68㎡、登記面積合計638.68㎡、転用目的は通路用地、作業用施設、申請人は総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、自宅用地への通路及び作業用倉庫です。

担任委員会には息子さんと委任された奥さんが出席しました。担任委員会資料は5ページから6ページです。

今回住宅新築にあたって、測量したところ違反転用が分かり通路と作業場の農地の転用になります。

議案第2号1番につきましては、7月28日に担任委員会で現地調査を行い、申請人から実情を聴取いたしました。申請人からは今回、自宅を新築するため測量等の調査を行ったところ、長年にわたって農作業用倉庫や通路として使用していた場所が、農地であったことが判明したため、この違法転用の状態を是正するための手続きであるとのことを確認いたしました。この件に関しましては申請人から顛末書も提出されておりますことから転用は止むを得ないものと判断いたします。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一推進委員からご意見ををお願いします。

○ 菅野弘一代表推進委員

議案第2号1番につきましては、7月28日に担任委員会の現地調査に同行したところ、現地は既に自宅敷地に出入りするための道路として一部使用されておりましたが、顛末書の提出もあることから今回の農地転用は致し方ないものと判断いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年7月30日提出。

番号1、下増田字下五反目2番6、地目は登記現況共に畑です。登記面積は、530㎡、権利種別は、売買。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。10a当たり150万円です。

これは、先月の再申請となりますが、現地を確認しましたところ530㎡の半分が雑木林で半分は耕作されていました。将来的に農作物を栽培するのか確認したところ出来れば畑として耕作したいとのことでした。

番号2、高館熊野堂字大沢58番外22筆、地目は登記、現況とも田1、772㎡、と田15、955㎡、登記、現況とも畑2、117㎡、登記面積合計19,844㎡、権利種別は、売買。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。売買で総額430万円破産物件につき売買金額には居宅、山林を含んでいます。

現地を確認するにあたり、宅地も見てまいりました。現況は大沢の太陽光発電の奥の方で、お話を伺ったところ花木、果樹を植えるとのことでした。農機具については親が使っていたトラクターを使うということでした。

番号3、高館熊野堂字舞台下21番、地目は登記、現況とも田1、743㎡、権利種別は、贈与。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。後継者への贈与になります。

これは、先月の案件ですが、それ以降全て草刈りをされました。田で作付けをしている場合、よせ狩りを3～4回行います。春だけ刈って終わりではなく農地の管理上常に耕作できる状態にしてくださいと申し上げました。

番号4、高館熊野堂字土手下106番外3筆、田と畑で合計2,405㎡、権利種別は、贈与。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。後継者への贈与になります。

この方は、面積が小さいのでどのような状況で耕作しているのか聞いたところ、田も畑も隣地の人をお願いしているとのことでした。

番号5愛島笠島字学市144番1外13筆、田と畑で合計14,935㎡、権利種別は、使用貸借権設定。貸付人、借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。期間10年で期間満了に伴う再設定です。

議案第3号1番、2番、3番につきましては、7月28日の担任委員会で、現地調査を行い、申請書類を審査いたしました。4番、5番につきましては、申請書類を審査いたしました。その結果、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第3号1番、2番、3番につきましては、7月28日に担任委員会で現地調査を行い、申請書類を確認いたしました。4番、5番につきましては申請書類を確認いたしました。その結果、許可については適当であると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。これについて、ご質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

番号2について、19,844㎡全部に花木とういことで良いのですか、花木を置いた場合消毒下刈りが結構な作業量になりますが、代理人に対しそういうことをお聞きしたのでしょいか。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

一部田を作るのは可能であると見てきました。花木を植えるに当たって管理は行うようお話ししました。まだ周辺に田がありますので、水路払いは行うよう伝えました。

○ 10番（松浦岩男委員）

消毒で周辺の方に迷惑がかからないのでしょうか。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

田として作る部分は特に問題ないと思いますし、段々畑のある山間部は消毒の影響はないと思います。

○ 議長（大友正一会長）

草刈りは1回行ったようです。代理の方が来たのですが、辺りの方に迷惑をかけないように約束してくださいと私から伝えました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ 11番（阿部悦雄委員）

私も前回この案件を担当したのですが、この方は自分の田は他の方に頼んでいるので、造園している方が耕作するのか疑問を持ちました。今回は田として作る考えだと思いますが、田は水稻として作ってもらうことを書面で約束してもらうべきではないか。

○ 議長（大友正一会長）

阿部委員も前回の担任委員会の際に現場を見ていまして、前回の呼び出しの際には、回答が二転三転して本当の気持ちがいわからなかったのですが、今回代理人の方から営農計画、確約書の提出を頂いていますので、事務局読み上げてください。

○ 事務局（佐藤主幹）

前回問題になりました点について、譲受人から営農計画書、確約書の提出を頂きました。内容として取得の目的及び経営の方針は果樹花木を宅地周りと畑で拡大していきたいということ。田については、出来るところは田にしていきたい。利用計画としては、ゆずや花木をメインに行っていきたい。田については、時間がかかると思いますがトラクターなど借りて管理していきたい。作業従事者については、同居している娘さんの夫に従事して頂くということでした。通作の方法距離については、自宅から5Kmですが、宅地の方に機械を置いて管理していきたいということでした。機械は耕運機1台、コンバイン1台、田植機等購入していきたいということが書いてあります。営農や経営体の取り組み、農薬の使用法についても水利組合や地元の方と相談していきたいということで営農計画書を提出していただきました。確約書については、営農計画に基づいて適切な役割で継続的かつ安定的に農業に従事していくことを確約しますということで提出しています。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

前回と違いきちんと書類を頂いているということです。

○ 議長（大友正一会長）

他に、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号に

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 非農地証明願出について》

○議長（大友正一会長）

議案第4号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、吉田芳信代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（吉田芳信委員）

議案第4号非農地証明願について、下記申請人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和2年7月30日提出。

番号1、愛島笠島字西南沢41番3、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、275㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、山林として数十年前から竹林の様相を呈しており、農地に復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

これについては、担任員会資料10ページです。現地を確認したところ竹林となっていました。竹林そのものは代理人の方が管理していました。たけのこは出荷していないとのことです。

番号2、下増田字屋敷135番5外24筆、田、畑合計16,978.27㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は東日本大震災における被災地域であり、北釜地区防災集団移転促進事業跡地として整備を進めている。今後農地として使用することが困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

議案第4号1番につきましては、7月28日の担任員会で、現地調査を行い願出人の委任を受けた者より実情を聴取したところ、「現況地目」のとおり山林と判断できることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。

また、2番につきましても、願出人立会いのもと現地調査並びに実情を聴取したところ、「現況地目」どおり道路と雑種地と判断できることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一推進委員からご意見ををお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第4号1番につきましては、7月28日の担任員会で現地調査に同行し、願

出人の委任を受けた代理人より実情をお伺いしたところ、十数年前から竹林となっており、農地に復元するのは困難であることから、申請地を非農地証明することは問題ないと考えます。

2番につきましても7月28日の担任委員会で願出人立会のもと現地調査に同行いたしました。現地は東日本大震災によって名取市が防災集団移転促進事業で買い上げた農地であります。北釜地区の跡地活用として名取市で現在事業を進めている場所でもあり、今後、農地として使用することはないため、非農地証明することは問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の11ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和2年7月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年7月30日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件 4, 596㎡、更新はありません。

合計1件 4, 596㎡。

2 利用権を設定する土地

田2筆 4, 596㎡、合計2筆 4, 596㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定1件。
 - ② 賃借権の存続期間。5年1件。
 - ③ 借賃（10a当り）。60kg、1件。
 - ④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。
- 4 公告予定年月日。令和2年7月31日予定。
- 5 詳細につきましては、議案書12ページのとおりです。賃借権設定 1件、4,596㎡になります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号については原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長） それでは、議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、事務局より説明願います。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは13ページ目をお開きください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和2年7月30日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件、449㎡、更新はありません、合計1件449㎡。

2 利用権を設定する土地

田1筆449㎡、畑はありません、合計1筆449㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定1件。
- ② 賃借権の存続期間。10年1件。
- ③ 借賃（10a当り）。5,000円1件。
- ④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和2年7月31日予定。

5 詳細につきましては、14ページのとおりです。

賃借権設定1件、449㎡になります。以上でございます。

○ 議長（大友正一会長）ただいま事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 武田公男推進委員

14ページの終了予定年月日が令和12年8月1日になっているのですが、田の場合は春作業から秋作業までということで、3月31日までとかになっているのですが何故令和12年8月1日なのですか。

○ 議長（大友正一会長）

今回、名取市と岩沼市の市境の変更に伴うもので、貸手と借手は同じ方で継続案件です。以上です。

議長（大友正一会長）

他に質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）「なし」という声がありましたので、採択いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の賃貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地の賃貸借権解約について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、届出を受理した

旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（２）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

〔８月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

〔第１回市町村農業委員会女性委員研修会報告：武田とも子委員〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第２７回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後３時３０分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和２年８月２８日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 １番 _____

署名委員 ２番 _____